

0068/-1

# 鳥取縣公報

## 條 例

### ◇鳥取縣條例第五十號

昭和二十三年三月鳥取縣條例第十四號縣有財産の取得管理及び処分に関する條例の一部を次のように改める。

昭和二十三年八月六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

縣有財産の取得管理及び処分に關する  
條例中改正條例

第四條の二 船舶は縣内において施行する河川、港灣工事、その他土木工事の施行者又はその請負人以外の者にはこれを貸付けることはできない。  
第十七條に左の但書を加える。

附 則

この條例は公布の日からこれを施行する。

### ◇鳥取縣條例第五十一號

昭和二十三年二月鳥取縣條例第六號公安委員給與條例の一部を次のように改める。

昭和二十三年八月六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

公安委員給與條例中改正條例

第二條中「月額二千円」を「月額三千五百圓」に改める。

附 則

この條例は昭和二十三年六月一日からこれを適用する。

### ◇鳥取縣條例第五十二號

昭和二十二年六月鳥取縣條例第十九號知事、副知事等給與條例の一部を次のように改める。

昭和二十三年八月六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

本書ノ大キサハ國定規格A列5

昭和二十三年八月 六 日  
第 千 九 百 三 十 二 號

金 曜 日

知事、副知事等給與條例中改正條例

第二條中「知事月額八、〇〇〇圓」を「知事月額二〇、〇〇〇圓」に「副知事同六、〇〇〇圓以内」を「副知事同二五、〇〇〇圓以内」に「出納長同四、五〇〇圓以内」を「出納長同二二、〇〇〇圓以内」に「監査委員同四、〇〇〇圓以内」を「監査委員同二〇、〇〇〇圓以内」に改める。

第三條中「給料は別表の額による」を「給料は鳥取縣吏員の例による」に改める。

附 則

この條例は昭和二十三年四月一日からこれを適用する。

◇鳥取縣條例第五十三號

鳥取縣土木建築工事設計監督委託條例を次のように定める。

昭和二十三年八月六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣土木建築工事設計監督委託條例

第一條 市町村、その他公共團體において土木建築工事

設計（以下單に設計という）及び土木建築工事監督（以下單に監督という）を縣に委しようとするときは、この條例の定めるところによる。

第二條 委託しようとする者は、左記事項を具備した申請書を所轄土木出張所を経由し（學校建築はこれを除く）知事に提出しなければならない。

一、工事の名称及び計畫の概要

二、工事箇所を表示した圖書

三、工事實施予定年月日

四、工事費予算額及びその財源

五、その他設計上参考となる事項

第三條 委託に應じたときは、設計金額に應じ次の區分により手数料を徴收する。

一、設計委託手数料

五拾万円まで	千分の二十
百万円まで	千分の十五
百万円以上	千分の十

但し建築修繕工事及び災害復舊土木工事については

五拾万円まで千分の十五とする。

二、監督委託手数料

五拾万円まで	千分の二十
百万円まで	千分の十五
百万円以上	千分の十

但し建築修繕工事及び災害復舊土木工事については、五拾万円まで千分の十五とする。

前項の委託手数料は、設計委託手数料については設計終了後、工事監督委託手数料については工事竣功後これを徴收する。

第四條 手数料は、納額告知書により、指定した期限内に知事に納付しなければならない。

第五條 知事において實地測量調査等の必要がある場合、これに要する人夫、枕木、その他の物件は、申請者が供給しなければならない。この場合にはこれに要する経費はすべて申請者の負担とする。

他人の土地に立入り又は物件を設置し、若しくは障害物を取り除く等の必要がある場合、これに因り生ずる

損害の補償はすべて申請者の負担とする。

第六條 設計又は監督中、申請者の要求により委託を中止するときは、實狀に應じ手数料の全部又は一部を徴收する。

前項の手数料は知事がこれを定めることができる。

第七條 申請者が不正の行爲により手数料の徴收を免れたときは、拾万円以下の罰金又は科料に処する。

附 則

この條例は、昭和二十三年一月一日から、これを適用する。

◇鳥取縣條例第五十四號

鳥取縣土木建築請負業取締條例を次のように定める。

昭和二十三年八月六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣土木建築請負業取締條例

第一條 この條例で土木建築請負業（以下單に請負業という）とは、次の各号の一に該當するものをいう。

一、土木建築綜合請負業

00684

二、土木建築職別請負業

第二條 請負業をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

第三條 前條の許可を得ようとする者は、次の事項を具備した申請書を知事に提出しなければならない。

一、本籍、住所、氏名、生年月日（法人の場合はその名称及び代表者の本籍、住所、氏名、生年月日、主な事務所所在地）

二、経歴書

三、開始する事業の内容

四、事務所所在地（支店、出張所、營業所等を含む）

五、屋号又は商号等があるときは、その名称

六、保有技術者及び所有機器の調書

七、法八の場合は定款及び登記謄本

第四條 請負業を許可された者には、第一條各号により様式第一号の許可證を交付する。

第五條 請負業者が次の各号の一に該當するときは、許可を取り消すことがある。

一、他人に名義を貸したとき

二、二十年間引き續いて營業の事實がないとき

三、法令又は法令に基いて發せられた指示に違反したとき

四、虚偽又は不正の手段で許可を得たとき

第六條 他の都道府縣で請負業の許可を受けている者が本縣内に事務所を設けないうで請負工事をしようとするときは、様式第二号による届書に所屬都道府縣の許可證明書を添えて届け出なければならない。

前項の場合においては本縣内に住所を有する者を代理人と定め届け出なければならない。

第七條 許可証の記載事項に異動を生じたときは、十日以内に許可證を添えて異動届を提出しなければならない。

廃業したときは許可證の返納とともに、廃業届を提出しなければならない。

第八條 知事は、請負業者から營業に關する諸種の報告書並びに資料を徴することができる。

00685

第九條 請負業者は、工事現場の見易い場所に様式第三号の標識を掲示しなければならない。

第十條 請負業者が組合又は組合連合會を設けたときはその代表者は左記事項を具備した届書を提出しなければならない。

前項の届出事項に異動を生じ若しくは組合又は組合連合會が解散したときは届け出なければならない。

一、組合若しくは連合會の名称及び事務所所在地

二、組合若しくは連合會の組織、業務及び會議の方法

三、役員の権限任期及び選挙の方法

四、組合若しくは連合會財産の管理及び組合又は連合會費用の收支方法

五、組合員の権利及び義務に關する事項

六、入退會に關する事項

七、違約者処分の方法

八、定款変更及び解散の方法

第十一條 この條例で知事に提出を要する書類は、所轄の市町村及び土木出張所を経由しなければならない。

第十二條 第二條の許可を受けずに請負業をした者は、壹万円以下の罰金又は料料に処する。

附 則

第一條 この條例は、公布の日から、これを施行する。

第二條 この條例施行の際現に請負業を営む者は、第二條の許可を受けたものとみなす。

前項の請負業者で引き続き請負業をしようとする者は、この條例施行後二箇月以内に第三條各号の事項を具備した届書を提出しなければならない。

第三條 この條例施行の際既に設けた組合又は組合連合會の代表者は、第十條に定めた事項を届け出なければならない。

様式第一号

受経第 号

XXXXXXXX

土木建築綜合職別請負業許可證

昭和 年 月 日

鳥 取 縣 圖

6-6 センターポートル

00686

本籍	住所	氏名及生年月日	屋号又は商号	事務所所在地

備考 XXXXXは會社名又は氏名を記載すること。

様式第二号

年 月 日

住 所

氏 名

鳥取縣知事 殿

次の通り工事請負を致しますので御届します。

- 一、築造主の住所、氏名
- 二、工事位置
- 三、工作物の用途
- 四、工作物の内容
- 五、築造物に対する所屬官庁の許可年月日

六、工事期間  
様式第三号

昭和 年 月 日
鳥取縣許可受經第 号
土木建築總合請負業
住 所
氏 名

30センチメートル

備考 住所氏名欄には法人の場合は會社名及びその代表者名を記載すること。

告 示

◇鳥取縣告示第三百五十一號

市街地建築物法施行細則第二十五條の規定により次のやうに假設建築物の建築を許可する

昭和二十三年八月六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、建築主の住所氏名 米子市長砂町七九四番地

00687

坂 根 辰 義

- 一、建築物の位置 米子市長砂町七九四番地
- 一、建築物の用途 厩舎 農業作業場
- 一、建築物の構造 木造、瓦葺 平家建
- 一、建築物の規模 建築面積 二五、一二九平方米  
突出する部分二五、一二九平方米
- 一、許可條件

- 一、この建築物の存続期間は都市計畫事業實施迄とす
- 一、前號の事業實施の場合は事業者の指定する期間内に無償にて、この建築物を除却すること
- 一、この建築物を他人へ譲渡した場合は十日以内に届出ること
- 一、知事が必要ありと認めたるときは、この許可條件の條項を増減若くは変更することがある
- 一、この建築物の譲渡を受けた者も前各號に定めたる事項を遵守する義務を負うこと

◇鳥取縣告示第三百五十二號

市街地建築物法施行細則第二十五條の規定により次の様

に假設建築物建築の件を許可する

昭和二十三年八月六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

- 一、建築主の住所氏名 米子市富士見町二丁目九九番地
- 一、建築物の位置 米子市富士見町二丁目九九番地
- 一、建築物の用途 店舗併用住宅
- 一、建築物の構造 木造瓦葺平家 壹棟
- 一、建築物の規模 建築面積 三三、六〇四平方米  
突出する部分三、四〇八平方米
- 一、許可條件

- 一、この建築物の存続期間は都市計畫事業實施迄とすること
- 一、前號の事業實施の場合は事業者の指定する期間内に無償にて、この建築物を除却すること
- 一、この建築物を他人へ譲渡した場合は十日以内に届出ること
- 一、知事が必要ありと認めるときはこの許可條件の條項

を増減若しくは變更することがある  
 一、この建築物の譲渡を受けた者も前各號に定めた事項を守る義務を負うこと

◇鳥取縣告示第三百五十三號

物價統制令第四條の規定によつて鐵線、亞鉛引鐵線丸釘の小賣業者販賣價格の統制額を次のように指定し昭和二十二年十一月鳥取縣告示第四百九十四號（鐵線、亞鉛引鐵線及び丸釘の小賣業者販賣價格の統制額指定の件）はこれを廢止する

昭和二十三年八月六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

(一) 普通鐵線(五〇呎)

寸法	小賣業者統制額	寸法	小賣業者統制額
ミリメートル	一、六二〇圓	寸	一、六〇五
九、五〇	一、六二〇	寸	一、六〇五
九、〇〇	一、六三五	寸	一、六〇五
八、〇〇	一、六五〇	寸	一、三七五
七、〇〇	一、五九〇	寸	一、三七五

(二) 亞鉛引鐵線(五〇呎)

寸法	小賣業者統制額	寸法	小賣業者統制額
ミリメートル	一、二二〇	寸	一、八六五
六、〇〇	一、二二〇	寸	一、八六五
五、五〇	一、二六〇	寸	一、九九五
五、〇〇	一、一四五	寸	二、一〇〇
四、五〇	一、九六〇	寸	二、一九五

二、三〇	二、四〇五	〇、六〇	五、一三五	一、〇〇	三、六八五	〇、三三	八、三七〇
二、〇〇	二、五五〇	〇、五五	五、五三五	〇、九〇	三、八七〇	〇、二九	九、二〇〇
一、八〇	二、七五〇	〇、五〇	六、〇一〇	〇、八〇	四、一一五	〇、二六	一〇、二七〇
一、六〇	二、九九〇	〇、四五	六、四七〇	〇、七〇	四、五八〇	〇、二三	一四、〇六〇
一、四〇	三、一六五	〇、四〇	七、〇〇五	〇、六五	四、八九五		
一、二〇	三、四九〇	〇、三五	七、六三〇				

(三) 釘(六〇呎入一樽)

寸法	小賣業者統制額	寸法	小賣業者統制額	寸法	小賣業者統制額
ミリメートル	一、三三五	寸	二、九二、五	寸	一、四〇、七五
五、五×七	一、三三五	寸	二、九二、五	寸	一、四〇、七五
五、〇×六	一、三三五	寸	二、六〇一	寸	一、三三二
四、五×五	一、二三五	寸	二、三三一、七五	寸	一、六二二、五
四、〇×四、五	一、一七〇	寸	二、〇八一、五	寸	一、六三三、五
四、〇×四	一、一七五	寸	一、八一、二五	寸	一、六四四
三、二×三、五	一、二八〇	寸	一、六八一	寸	一、六四四、五
三、二×三	一、三三五	寸	一、四〇、八二五四、八五〇	寸	一、六四四、五
合 釘					
一、六×一	四、二九五		一、八×一、二五	三、七二五	二、六×一、五
二、三×一、七五	二、八五五				三、一四五

00690

釘Dサイズ(一〇〇ポンド樽入)	寸法 小賣業者統制額	寸法 小賣業者統制額
六〇D	九四〇	九D 二、〇二〇
五〇D	同	八D 同
四〇D	同	七D 二、〇四〇
三〇D	同	六D 二、〇四〇
二〇D	同	五D 二、三二五
一六D	一、九〇〇	四D 二、五二五
一二D	一、九四〇	三D 三、〇四〇
一〇D	同	二D 三、四七〇

四、鐵線は表面圓滑疵裂目無く切斷面は圓狀にして屈曲加工に耐え一條の重量は左記以上であること。  
五ミリメートル以上 五キログラム  
四、五同 一、二、六同 四同  
二、三同 一、二同 三同  
一、〇同以下 一、五同

右條件に該当しないものは本表統制額の五分下げとする。

五、古釘及び不良釘は本表統制額の五分下げとする。  
六、梱入包装と異なる包装を施したる釘は本表統制額より樽代を控除した包装費を加算することができる。  
七、中間寸法は近似寸法のもの價格中高い方の價格とする  
八、釘は本表單位未滿を小分賣する場合においては本表の統制額を基準として算出した額にその七分を加算することができる  
九、鐵線、亞鉛引鐵線は單位未滿を小分賣する場合においては本表統制額の比率によつて算出して得た額とする。  
一〇、本表統制額は小賣業者店先渡し價格である。  
一一、取引に當り捨錢未滿の端数は切捨てるものとする。

鳥取縣告示第三百五十四號  
木材業者及び製材業者登録規則第四條により左の通り木材業製材業の登録をした

昭和二十三年八月六日  
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

00691

住 所	氏 名	木材業 製材業 の別	材種	登録番號	登録 年月日	營業所工場の位置
東伯郡榮村西高尾一六三	杉本久藏	木材業	鳥取縣受林	第一六二九號	昭二三年五月三十一日	住所に同じ
日野郡根雨町根雨一四〇ノ一	株式会社涌谷材木店	同	同	同	同	米子市中町八一
東伯郡東郷村川上七九九ノ一	森本初義	同	同	同	同	同郡同村川上八三九
大阪市西區阿波座上通二五	中國林産株式會社	同	同	同	同	東伯郡竹田村穴鴨字葉廣一六八ノ一
東伯郡三德村余戸五六	岸田 節	同	同	同	同	同郡旭村本泉三七一
同	同	同	同	同	同	同郡同村片柴一三二九
同郡倉吉町越殿町一四五〇ノ二九	三和林业有限會社	同	同	同	同	住所に同じ
同郡上井町福庭二三〇	井手添二三	同	同	同	同	住所に同じ
同郡赤碕町赤碕一八四八	佐野木材工業有限會社	同	同	同	同	同郡同町福庭四六四
同郡由良町妻波二二三	藤原正二	同	同	同	同	住所に同じ
同郡赤碕町赤碕一八四四ノ一	赤碕林産工業有限會社	同	同	同	同	同
同郡八橋町德萬字上内畑四九二ノ一	松田木材有限會社	同	同	同	同	同
同郡由良町由良宿一九七	道祖尾信義	同	同	同	同	同
鳥取市東品治町二ノ一	太平洋建株式會社	同	同	同	同	同
東伯郡由良町由良宿一三三	昭和木材工業有限會社	同	同	同	同	東伯郡倉吉町宮川町五五

米子市萬能町五	湯原役一	同	同三三九七号	同
西伯郡御來屋町六四一	吉尾龜治	同	同三三九八号	同郡同町六三七ノ三
米子市東町一	株式會社栗林組	同	同三三九九号	同市錦町三丁目一七二
東京都中央区銀座四丁目三	王子農林株式會社	同	同二四〇〇号	同郡江尾町江尾二〇三一
堺市濱寺諏訪森町西三丁目 二〇九	合名會社三和商會	同	同二四〇一号	同八頭郡若櫻町若櫻四三四
八頭郡智頭町智頭二〇五一	大和林业株式會社	同	同二四〇二号	同郡同町智頭一八六〇
同郡那須町別府二八〇	日本農林株式會社用瀬支店	同	同二四〇三号	同郡同町用瀬一八八
日野郡日野村榎市六四五	遠藤 操	同	同二四〇四号	住所に同じ
同郡溝口町大江三八	金崎信晴	同	同二四〇五号	同
鳥取市賀露町九六三	本莊勝平	同	同二〇六五号	同市同町寺屋敷
同市瓦町二四〇	鳥取研伐作業組合 理事長木島公之	同	同二二三二号	同 東伯郡倉吉町越殿町一〇五四
同市立川町五丁目三四三	株式會社東邦工作所 鳥取工場	同	同二四二四號	住所に同じ
東伯郡倉吉町宮川町 八九ノ一	中野 茂	同	同二四二五號	同 鳥取市東品治町六一 (丸由ビル四階)
岩美郡津ノ井村杉崎五三九	大橋利幸	同	同二四二六號	住所に同じ
鳥取市二階町二丁目四五	太平木材株式會社 鳥取出張所	同	同二四二七號	同
鳥取市吉方八三二ノ一	田中良信	同	同二四二八號	同市同町八二〇

同市東品治 二〇一ノ六	前田陽治	同	同二四二九號	同市同町二四三
同市北本寺町一	佐々木商事株式會社	同	同二四三〇號	住所に同じ
同市東品治町一一六ノ五	鳥取工業株式會社	同	同二四三一號	同
同市同町八一ノ五	鳥取建材株式會社	同	同二四三二號	同
同市吉方三六七	山陰木材株式會社	同	同二四三三號	同
同東品治町六一(丸由ビル内)鳥取縣木材林産組合連合會		同	同二四三四號	同
岩美郡米里村古郡家三番屋敷福田政春		同	同二四三五號	同 同郡影村正連寺綴崎四二ノ三
同郡宇倍野村米谷一五〇	山田藤治	同	同二四三六號	同 同郡同村美敷中溝一四四
同郡倉田村國安七七ノ一	岡村芳造	同	同二四三七號	住所に同じ
東伯郡由良町大谷二一〇一	杉川好治	同	同二四三八號	同
米子市角盤町四丁目三五	株式會社川友商會 米子事務所	同	同二四三九號	同 日野郡日野上村生山一五三
同市加茂町三丁目六	倉敷重彦	同	同二四四〇號	同 日野郡溝口町溝口六七五
日野郡福榮村福塚二一五	石井長太郎	同	同二四四一號	住所に同じ
西伯郡淀江町淀江二九五	株式會社宇田川製材所	同	同二四四九號	同 同郡同町九七〇
米子市加茂町二丁目六	三鐘坑木株式會社 米子出張所	同	同二四七〇號	同 西伯郡大幡村押口九二 岸本事業所
西伯郡逢坂村鹽津九三六	柴田木材株式會社 下市出張所	同	同二四七一號	住所に同じ
同郡淀江町淀江二五三	三鐘坑木株式會社 淀江出張所	同	同二四七二號	同 同町淀江二九五ノ五

同那湊江町同七七二ノ二	柴田木材株式會社 湊江出張所	同	同二四七三號	同	住所に同じ
同那同町岸本六ノ四	同 岸本出張所	同	同二四七四號	同	同那大幡村吉良五ノ六
同那境町相生町五三	依松林材工業株式會社 境出張所	同	同二四七五號	同	住所に同じ
日野郡石見村上石見八二七	追補責任石見村森林組合	同	同二四七七號	同	
東伯郡由良町由良宿	柴田木材株式會社 東伯出張所	同	同二四七八號	同	同那八幡町徳萬五二五
同	同	同	同二四七九號	同	住所に同じ
同	同	同	同二四八〇號	同	同那小幡村岡田二二二
兵庫縣城崎郡日高町日置四四ノ一	北村龍藏	同	同二四八四號	同	八頭郡若櫻町同二〇五ノ一
鳥取市新鑄物師町六一	坂本義隆	同	同二四九二號	同	住所に同じ
同市古市一	鳥取ベニヤ工業株式會社	同	同二四九三號	同	
同市川端町三丁目六〇	西尾兼政	同	同二四九四號	同	
岩美郡浦富町立町一二九〇	嘉田幸右工門	同	同二四九五號	同	
鳥取市南行徳町九ノ七	安富熊治	同	同二四九六號	同	
岩美郡浦富町富浦二六四二	油淺勝一	同	同二四九七號	同	
鳥取市銀治町三五	山口愛治	同	同二四九八號	同	
岩美郡本庄村本庄同三四二	藤川光春	同	同二四九九號	同	
鳥取市新鑄物師町四四ノ一	清水敏郎	同	同二五〇〇號	同	

鳥取縣公報 第九百三十二號 昭和二十三年八月六日

(第三種郵便物認可) 一四

同市今町一丁目一〇〇ノ一	鳥取木材株式會社	同	同二五〇一號	同	
同市元鑄物師町七六	田川春信	同	同二五〇二號	同	
同市古市一	大同木材工業株式會社	同	同二五〇三號	同	
同市湯所町二二〇ノ二	田澤産業株式會社	同	同二五〇四號	同	
同市吉方町二一八	鳥取燐寸工業株式會社	同	同二五〇五號	同	
同市西町三〇一	鳥取林産株式會社	同	同二五〇六號	同	
八頭郡大御門村御門一六八	平木民男	同	同二五〇七號	同	鳥取市瓦町五 (合同木工株式會社内)
同郡用ヶ瀬町用ヶ瀬三五一	生水謹一	同	同二五〇八號	同	同鳥取市南行徳九ノ七安富熊治方
岩美郡浦富町浦富七三一ノ一	吉岡秀藏	同	同二五〇九號	同	住所に同じ
鳥取市賀露町九九四ノ二	株式會社鳥取造船所	同	同二五一〇號	同	
岩美郡浦富町浦富一五一八	森本幸治	同	同二五一七號	同	
鳥取市吉方町三二〇	鳥取家具工業株式會社	同	同二五一八號	同	
同市東品治町一六六ノ一	矢谷文造	同	同二五一九號	同	
八頭郡山郷村尾見三〇一ノ一	青木留造	同	同二四八五號	同	
同郡用瀬町用ヶ瀬四七六	株式會社澤田木工所	同	同二四八六號	同	
同那河原町河原三	前島乙三郎	同	同二四八七號	同	同那同町同七〇ノ二
日野郡福榮村豊榮一七八	田邊鶴一	同	同二四八八號	同	住所に同じ
鳥取市今町一丁目一〇〇ノ一	鳥取木材株式會社	同	同二五二〇號	同	同岩美郡浦富町浦富一〇三五ノ一

鳥取縣公報 第九百三十二號 昭和二十三年八月六日

(第三種郵便物認可) 一五

同市寺町一五〇	東亞木材工業株式會社	同	同二五二一號	同	住所に同じ
八頭郡智頭町智頭一八八四	石谷林業株式會社	同	同二五二二號	同	鳥取市富安天神前一二五
岩美郡蒲生村蒲生九三四	山根市次	同	同二五二三號	同	住所に同じ
鳥取市瓦町七九ノ五	鹽谷新七	同	同二五二四號	同	同
岩美郡宇倍野村岡益一七三	林田英一	同	同二五二五號	同	同郡同村岡益向下河原六四
鳥取市富安町北野三七八	松本林産工業株式會社	同	同二五二六號	同	住所に同じ
同市今町一丁目五九	岡村健太郎	同	同二五二七號	同	同
同市寺町一	日本木材工業株式會社	同	同二五二八號	同	同
同市西町二九四ノ一	鳥取日産木材株式會社	同	同二五二九號	同	同
同市東品治町一八三	岡田留藏	同	同二五三〇號	同	同
同市三軒屋一五	山本久市郎	同	同二五三一號	同	同
同市東品治町一〇ノ七	酒本太郎吉	同	同二五三二號	同	同
岩美郡福部村細川六六一	河本 潔	同	同二五三三號	同	同
同郡成器村中河原六九ノ一	成器村農業協同組合	同	同二五三四號	同	同郡同村同三四
鳥取市東品治町六八	有限會社千葉組	同	同二五三五號	同	同市今町二丁目八
福山市三六丸町甲五一ノ三	廣島縣木材株式會社 福山支店	同	同二五三六號	同	日野郡日野上村霞九二五
岩美郡蒲生村蒲生 一一三〇ノ二	追補責任 蒲生村森林組合	同	同二五三七號	同	住所に同じ

東伯郡以西村高柳三〇四ノ三	追補責任以西村森林組合	同	同二五五八號	同	同郡同村同高柳七四二
日野郡福林村福塚一一四八ノ一	追補責任福塚村森林組合	同	同二五五九號	同	住所に同じ
鳥取市鍛冶町五三	武田竹藏	同	同二五六一號	同	同
米子市灘町一丁目五六	王子製紙株式會社伏木 工場山林部米子出張所	同	同二五六〇號	同	同
西伯郡境町蓮池町二	聯合紙器株式會社 日本海パルプ工場	同	同二五六一號	同	同
日野郡日野上村生山二二七	株式會社雲越商店	同	同二二八四號	同	住所に同じ
東伯郡東郷村田畑二四九	森下幸太郎	同	同二二一工號	同	同
日野郡溝口町大江三八	金崎信晴	同	同二四〇五號	同	同
鳥取市川端町二丁目三二	大和谷久太郎	同	同二五六二號	同	同
東伯郡倉吉町明治町 一〇二九ノ三	櫻井清次	同	同二五六三號	同	同
同倉吉町大正町 〇七五ノ二〇	大正林業合資會社	同	同二五六四號	同	同
西伯郡大高村尾高一〇四五	有限會社尾高木工製材所	同	同二五六五號	同	日野郡溝口町宮原八五ノ一
同	同	同	同二五六六號	同	住所に同じ
日野郡石見村上石見九五ノ六	山脇善次郎	同	同二五六七號	同	同郡山上村茶屋二八五七
同	同	同	同二五六八號	同	同郡同村等木三〇四
同郡那奈川村武庫六七四	梅林喜久	同	同二五六九號	同	住所に同じ

米子市東町五六	西岡繁一	同	同二五七〇號	同同
西伯郡境町中町二六	安宅産業株式會社 木材課境港出張所	同	同二五七一號	同同
氣高郡湖山村下濱一一九四	株式會社木村組鳥取支店同	同	同二五九二號	同同
同郡濱村町藤見九一〇	三嶺坑木株式會社 濱村出張所	同	同二五九三號	同同
東伯郡倉吉町新町三丁目 二二八九	鷹羽木材工業株式會社	同	同二五九一號	同同
鳥取市立川町一丁目九一ノ三	大倉正義	同	同二五九五號	同同
東伯郡小鴨村岡田二〇八	株式會社牛尾製作所 木材部倉吉支店	同	同二五九七號	同同
同郡上井町上井二二三ノ二	株式會社大二鳥取出張所同	同	同二五九八號	同同
長岡市大手通り二丁目 七三五	北越製紙株式會社	同	同二五九九號	同同
日野郡溝口町大江三八	金崎信晴	製材業 一般製材	同二四〇六號	同住所に同じ
同郡神奈川村武庫四一八	日野郡株式會社	一貫作業	同二四〇八號	同同上四四六ノ一
西伯郡御來屋町六四一	吉尾龜治	同同	同二四一〇號	同同上六三七ノ三
東伯郡八橋町德萬上内畑 四九二ノ一	松田木材有限會社	同一般製材	同二四一一號	同住所に同じ
米子市東町一	株式會社栗林組	同同	同二四一二號	同同市錦町三丁目一七一
東伯郡倉吉町越殿町 一四五〇ノ二九	三和林業有限會社	同同	同二四一三號	同同郡同町西岩倉町二一七三

(林業部山陰出張所)

同郡赤碕町赤碕一八四四ノ一	赤碕林産工業有限會社	同同	同二四一四號	同住所に同じ
同二八四八ノ一	佐野木材工業有限會社	同同	同二四一五號	同同
同郡東郷村川上七九九ノ一	森本初義	同同	同二四一六號	同同上八三九
同郡三徳村余戸五六	岸田 節	同一般製材	同二四一七號	同同郡旭村本泉三七一
同	中國林産株式會社	同同	同二四一八號	同同上村片柴一三二九
大阪市西區阿波座上通 一丁目二五	太平洋建株式會社	同一貫作業	同二四一九號	同東伯郡竹田村穴鴨葉廣 一六八ノ一
鳥取市東品治町二ノ一	日榮木材生山營業所 代表者天崎清二	同同	同二四二〇號	同東伯郡小鴨村岡田稻荷二三
日野郡日野上村生山一七一	同	同同	同二四二一號	同同郡阿昆縁村上阿昆縁野田 二二三
同	同	同同	同二四二二號	同阿昆縁村上阿昆縁大谷三四
同	同	同同	同二四二三號	同住所に同じ
岩美郡米里村古郡家三番屋敷福田政春	鳥取研伐作業組合 理事長木島公之	同同	同二四三三號	同同郡面影村正蓮寺緩崎四三ノ三
鳥取市瓦町二四〇	同	同同	同二四三六號	同東伯郡上小鴨村上古川二五
同	同	同同	同二四三五號	同東伯郡山守村野添三〇六
日野郡山上村笠木三三七	追補責任山上村森林組合同	同同	同二四三六號	同住所に同じ
岩美郡倉田村國安七六ノ三	岡村芳造	同同	同二四四二號	同同上七七ノ一
同郡同村圓通寺七五〇	竹内吉郎	同同	同二四四三號	同同上松ノ下八一九

同郡浦富町浦富一〇三五ノ三壽製材株式會社	同	同	同二四四四號	同	住所に同じ
同郡宇倍野村糸谷一五〇	山田藤治	同	同二四四五號	同	同上美敷中溝一四四
鳥取市亥好町一三	巽木工々業協同組合	同	同二四四六號	同	同上四〇
同市賀露町九六三	本莊勝平	同	同二四四七號	同	同上寺屋敷
同市瓦町五	合同木工株式會社	同	同二四四八號	同	住所に同じ
同市吉方八〇八	太平土建株式會社	同	同二四四九號	同	同東品治町二〇一
同東品治町八一ノ五	鳥取建材株式會社	同	同二四五〇號	同	住所に同じ
同吉方八〇一ノ一	池澤機型株式會社	同	同二四五一號	同	同
同三六七	山陰木材株式會社	同	同二四五二號	同	同
同北本寺町五	三和工業株式會社	同	同二四五三號	同	同
同東品治町五八ノ二四	末廣土建工業株式會社	同	同二四五四號	同	鳥取驛構内
同立川町五丁目三四三	株式會社東邦工作所	同	同二四五五號	同	住所に同じ
同西町二三六	鳥取木工株式會社	同	同二四五六號	同	同
同	同	同	同二四五七號	同	同市新鑄物師町五五
八頭郡西郷村北二〇四	有田輝男	同	同二四五八號	同	同上田中三三ノ二
同智頭町慶所二三四	谷口重雄	同	同二四五九號	同	同三吉字堂本六九

東伯郡南谷村泰久寺	世瀨近藏	同	同二四六〇號	同	同上六四八
西伯郡淀江町淀江二九五	株式會社宇田川製材所	同	同二四六一號	同	同上九七〇
米子市加茂町二丁目六	三嶺坑木株式會社	同	同二四六二號	同	同上博勞町三丁目一五七
日野郡日野上村霞九二五	株式會社サカエ商會	同	同二四六三號	同	住所に同じ
米子市角盤町四丁目三五	株式會社川友商會	同	同二四六四號	同	日野郡山上村茶屋脊谷日向
同	同	同	同二四六五號	同	日野郡阿毘羅村大菅御墓山
同	同	同	同二四六六號	同	同郡黒坂町小河内布瀬谷山
日野郡石見村上石見九三七	渡邊敏治	同	同二四六七號	同	同上神戸上横前六二二
同郡福榮村福塚二一五	石井長太郎	同	同二四六八號	同	住所に同じ
同郡多里村多里二五四ノ一	追補責任多里村森林組合	同	同二四八二號	同	同上淨香寺地内三二三
西伯郡境町相生町五三	俵松林材工業株式會社	同	同二四八三號	同	日野郡二部村間地田代
岩美郡宇倍野村宮ノ下一六六	山本二郎	同	同二五一號	同	住所に同じ
同郡浦富町立町一二九〇	嘉田幸右工門	同	同二五二號	同	同
同郡同町浦富二六四二	油淺勝一	同	同二五三號	同	同





鳥取縣公報 第十九百三十二號 昭和二十三年八月六日 (第三種郵便物認可) 二六

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

昭和二十三年八月六日

昭和三十二年十月二十二日農林省令第八十三號蔬菜及漬物配給規則第十二條の規定に基き蔬菜の生産地域別出荷機関を次のように登録した。

生産地域	登録番號	出荷機関名	所在地	代表者氏名
氣高郡	一九	千代水園藝出荷組合	氣高郡千代水村秋里	森下友五郎
同	二〇	湖山同	湖山村湖山	山田潔
同	二一	逢坂同	逢坂村山宮	山根清太郎
東伯郡	二二	上灘青果物出荷組合	東伯郡倉吉町下田中	山根清太郎
同	二三	由良町農業協同組合	由良町由良宿	齊尾正人
同	二四	浦安町同	浦安町上伊勢	近池利勝
同	二五	下郷村同	下郷村	家森隆治
同	二六	社村同	社村國分寺	深田義人
同	二七	北谷村同	北谷村	島池金藏
同	二八	八橋町同	八橋町	小谷米康
西伯郡	二九	所子村同	西伯郡所子村國信	金田守夫
同	三〇	高麗村同	高麗村妻木	遠藤壽夫

同	三一	大高村同	大高村尾高	伊達重政
同	三二	庄内青果物出荷組合	庄内村富長	鍋倉岩雄
同	三三	彦名同	彦名村弓ヶ濱	高森勝義
同	三四	夜見村農業協同組合	夜見村	元椿節
同	三五	富益青果物出荷組合	富益村	松本政好
同	三六	和田村農業協同組合	和田村	森脇正季
同	三七	崎津村同	崎津村大崎	松本義雄
同	三八	日吉津青果物出荷組合	日吉津村	高口徳重
同	三九	西伯郡園藝組合	米子市加茂町	今市正太郎

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

昭和二十三年八月六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

昭和三十二年八月六日

次に掲げる地域を蔬菜指定産地として指定する。

鳥取市	米子市	氣高郡	東伯郡	西伯郡
鳥取市	米子市	千代水村	倉吉町	庄内村
鳥取市	米子市	湖山村	下郷村	高麗村
鳥取市	米子市		北谷村	日吉津村
鳥取市	米子市		八橋町	

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

昭和二十三年八月六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

昭和二十三年八月六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

製氷業者直賣價格の統制額

一貫に於て 一一円〇〇

右の統制額は製氷業者が工場において直接消費者にはか

り取り付る場合の統制額である。

鳥取縣告示第三百五十九號

鳥取縣蠶業技術指導所規程を次のように定める。

昭和二十三年八月六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣蠶業技術指導所規程

第一條 鳥取縣蠶業技術指導所は、栽桑、蠶兒の飼育に關する試験研究並びに技術指導の滲透及び養蠶經營の合理化を圖るため左の事業を行う。

一、栽桑に關する試験研究

二、採苗法に關する試験研究

三、飼育に關する試験研究

四、栽桑、蠶兒の飼育に關する現地指導

五、養蠶經營に關する指導並に調査

六、その他養蠶に關する試験並びに調査

第二條 鳥取縣蠶業技術指導所に左の職員を置く。

所 長 (二級技術吏員)

技術吏員 (三級) 若干名

嘱 託

若千名

雇 傭 人

若千名

第三條 所長は、所務を掌理し所員を指揮監督する。

第四條 所員は所長の指揮を受け試験研究並びに技術指導に従事する。

第五條 所長事故あるときは、上席所員がその職務を代理する。

第六條 所長及び所員縣外に出張しよとするときは、その要件、出張地及び日程を添えて知事の認可を受けなければならない。

第七條 左の事項は所長に於て之を専決する。但し傭人の任命又は解任については直ちに主管課長へ報告すること。

一、所員の事務分担

二、所員の縣内出張

三、所員の除服出仕及び賜暇

四、傭人の任命又は解任

第八條 所長は毎年四月三十日迄に前年度の業務功程表

を知事に提出しなければならない。

第九條 処務細則、その他所内の諸規程の制定、改廢は知事の承認を得て所長これを定める。

附 則

この規程は昭和二十三年八月からこれを施行する。

鳥取縣告示第三百六十號

薪炭規格規程 (昭和二十二年十月農林省告示第一五二號) 第五條第一号、東薪の種類の種類を次のように制限し昭和二十三年十月一日からこれを施行する。

昭和二十三年八月六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、東薪の場合

長 さ 結束胴廻り

一尺二寸 二尺五寸

一尺三寸 二尺七寸

一尺六寸 二尺五寸

鳥取縣告示第三百六十一號

物價統制令第四條の規定によつて、昭和二十二年八月鳥取縣告示第三百四十八号 (竹製墓用花立の販賣價格の統制額指定の件) はこれを廢止する。

昭和二十三年八月六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

物價統制令第四條の規定によつて、昭和二十二年八月鳥取縣告示第三百四十八号 (竹製墓用花立の販賣價格の統制額指定の件) はこれを廢止する。

昭和二十三年八月六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣告示第三百六十二號

昭和二十三年八月廣地方物價事務局告示第一一六号 (入浴料金の統制額指定の件) 三、の規定によつて次のように指定する。

昭和二十三年八月六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

東伯郡倉吉町、西伯郡境町

鳥取縣告示第三百六十三號

物價統制令第四條の規定によつて、温泉入浴料金の統制額を次のように指定し、昭和二十三年六月鳥取縣告示第一二五十一号 (温泉入浴料金統制額指定の件) はこれを廢止する。

昭和二十三年八月六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

入浴料金の統制額

一、入浴料金

大人(數へ年十四才以上) 一人一回 五円五〇

中人(數へ年十四才未滿八才迄) 同 四、五〇

小人(數へ年八才未滿) 同 三、五〇

婦人洗髮(數へ年十四才以上) 同 四、〇〇

二、この表の料金には上り湯を含み、何等の名儀であつても別に代價を請求することは出来ない。

三、浴場内の客の見易い場所に料金及び年令区分表を掲示しなければならぬ。

この掲示をしない場合は、この表の統制額の九割下げとする。

鳥取縣告示第三百六十四號

健康保險法、國民健康保險法並に船員保險法に基く保險醫を次のように指定した。

昭和二十三年八月六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治  
診療科名 診療所々在 地 保險醫氏名 指定年月日  
内科、外 日野郡二部村大字 足羽敏行 昭和二十三年  
科小兒科 二部一五六二ノ一 八月六日

正 誤

昭和二十三年七月十六日鳥取縣公報第九百二十六号掲  
載鳥取縣告示第三百二十六号中

「氣高郡千代水村長」を「氣高郡大正村長」  
に正誤する。

昭和二十三年八月六日印刷  
昭和二十三年八月六日發行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日)  
第三種郵便物認可

發行所 鳥取縣鳥取市東町 取 印  
鳥取縣鳥取市東町 取 印  
鳥取縣鳥取市東町 取 印